

事業者の新規指定及び指定更新について

介護保険法により、【居宅介護支援／介護予防支援／地域密着型サービス／介護予防・日常生活支援総合事業】に関する指定権限は市町村と規定されています。

下記事業者より、新規指定申請及び指定更新の申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査し、新規指定及び指定更新をいたしましたのでご報告を申し上げます。

【株式会社輝 から株式会社NOYAU への事業引継ぎ】

株式会社輝は平成23年から恵庭市において、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の管理運営や地域密着型通所介護などの介護保険事業を実施しておりましたが、令和2年6月30日をもって、サ高住のオーナーである「ミサワホーム北海道株式会社」との管理委託契約を解消するため、恵庭市内で運営している全ての介護保険事業について廃止することとなりました。

現在事業を運営している事業所については、オーナーのミサワホーム北海道株式会社が選定した「株式会社NOYAU(ノイロ)(本社:千歳市)」へ事業引き継ぎをすることとなりました。

※各事業所の従業員については、引き続き新会社で継続雇用し、現在と同様のサービスを提供する予定で利用者の混乱がないようにすることを確認しています。

※また、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護相当サービスにおいては、事業引き継がず、廃止することになりました。

ただし、現にサービスを受けている方の移行先については、責任をもって完結させる旨を確認しています。

【株式会社輝が運営していた事業所】

- ・居宅介護支援事業所(ケアセンター恵庭)
- ・訪問介護事業所・訪問介護相当サービス事業所(介護サービス恵み野)
- ・地域密着型通所介護事業所・通所介護相当サービス事業所(デイサービス恵庭フロント)
- ・サービス付き高齢者向け住宅

<新規指定>

■指定居宅介護支援事業者

(NO.1) (居宅介護支援事業所 桜)

指 定 年 月 日	令和2年7月1日	
指 定 満 了 月	令和8年6月30日	
事業者	法 人 名	株式会社NOYAU
	所 在 地	千歳市緑町1丁目3番35号デラポルト1F
事業所	事 業 所 名	居宅介護支援事業所 桜
	所 在 地	恵庭市恵み野里美1丁目2番13号
	事 業 名	居宅介護支援

■指定介護予防・日常生活支援総合事業者

(NO.1) (指定訪問介護事業所 フォーレスト恵庭)

指 定 年 月 日	令和2年7月1日	
指 定 満 了 月	令和8年6月30日	
事業者	法 人 名	株式会社NOYAU
	所 在 地	千歳市緑町1丁目3番35号デラポルト1F
事業所	事 業 所 名	指定訪問介護事業所 フォーレスト恵庭
	所 在 地	恵庭市黄金中央1丁目4-3
	事 業 名	訪問介護相当サービス

<指定更新>

■指定居宅介護支援事業者

(NO.1) (医療法人北晨会恵み野居宅介護支援事業所)

指 定 年 月 日	令和2年5月1日	
指 定 満 了 月	令和8年4月30日	
事 業 者	法 人 名	医療法人北晨会
	所 在 地	恵庭市恵み野西2丁目3番地5
事 業 所	事 業 所 名	医療法人北晨会恵み野居宅介護支援事業所
	所 在 地	恵庭市恵み野西2丁目3番地9
	事 業 名	居宅介護支援

■指定地域密着型サービス事業者

(NO.1) (茶話本舗デイサービス恵庭)

指 定 年 月 日	令和2年4月7日	
指 定 満 了 月	令和8年4月6日	
事 業 者	法 人 名	株式会社日本ロングライフ社
	所 在 地	恵庭市幸町2丁目2番5号
事 業 所	事 業 所 名	茶話本舗デイサービス恵庭
	所 在 地	恵庭市幸町2丁目2番5号
	事 業 名	地域密着型通所介護

(NO.2) (ラ・デュース桜町デイサービス)

指 定 年 月 日	令和2年4月30日	
指 定 満 了 月	令和8年4月29日	
事 業 者	法 人 名	医療法人社団慶心会
	所 在 地	恵庭市恵み野西5丁目3-1
事 業 所	事 業 所 名	ラ・デュース桜町デイサービス
	所 在 地	恵庭市桜町3丁目1-1
	事 業 名	地域密着型通所介護

(NO.3) (小規模デイサービス四季の葉)

指 定 年 月 日	令和2年7月30日	
指 定 満 了 月	令和8年7月29日	
事 業 者	法 人 名	株式会社四季彩
	所 在 地	恵庭市黄金北4丁目8番2
事 業 所	事 業 所 名	小規模デイサービス四季の葉
	所 在 地	恵庭市黄金北4丁目8番2
	事 業 名	地域密着型通所介護

(NO.4) (グループホームこもれびの家)

指 定 年 月 日	令和2年7月1日	
指 定 満 了 月	令和8年6月30日	
事 業 者	法 人 名	株式会社橙果舎
	所 在 地	札幌市中央区北1条西25丁目2番7号
事 業 所	事 業 所 名	グループホームこもれびの家
	所 在 地	恵庭市島松寿町1丁目16番5号
	事 業 名	認知症対応型共同生活介護

指定介護予防支援の一部委託について

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができることと定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

これまで指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託する際には、各指定介護予防支援事業所(各地域包括支援センター)から「任意様式」にて恵庭市へ届出されており、委託する内容や届け出る条件にばらつきがある状態でした。



このことから、要領と様式を制定し、提出条件の統一化や委託する内容の一元化を図りました。
(→委託する「個人」に対して報告するのではなく、委託する「事業所」に追加・変更がある際に本部会へ報告することとしました。)

【令和2年6月1日 現在での一部委託の状況】

指定介護予防支援の一部委託先事業者数		委託する内容(※)	委託する期間
恵庭市ひがし地域包括支援センター	19事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市みなみ地域包括支援センター	11事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市きた地域包括支援センター	7事業所	1～9	自動更新 有
恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター	7事業所	1～10	自動更新 有

(※)委託する内容

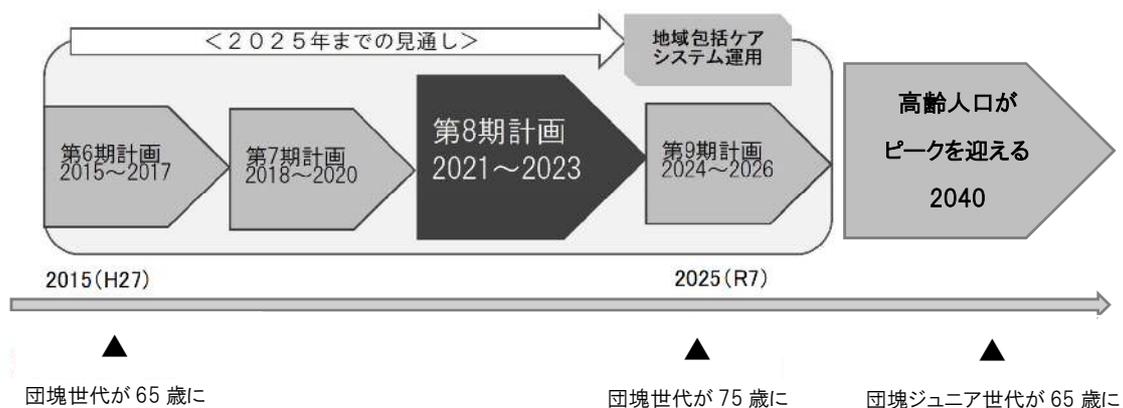
1	利用申込の受付
2	契約締結
3	介護予防支援のためのアセスメント
4	介護予防サービス計画原案の作成
5	サービス担当者会議の開催
6	介護予防サービス計画の交付(利用者、家族への説明及び同意を得ること)
7	サービス提供に係る連絡調整
8	モニタリング
9	計画の達成状況の評価
10	給付管理業務

第 8 期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

第 7 期計画では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、地域包括ケアシステムをより深化・推進させつつ介護保険制度の持続可能性を確保するために取組みを推進しています。

次期計画においては、介護保険制度等を取り巻く状況を把握するとともに、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢人口がピークを迎える 2040 年（令和 22 年）を踏まえて、第 7 期計画における介護給付実績の検証及び高齢者福祉施策の実施状況等について調査・分析し、諸課題を明らかにした上で、高齢者の介護サービスの基本的な政策目標と実現に向けて取り組むべき施策を示します。



2. 計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年

3. 策定スケジュール（案）

NO	年 月	会 議 等	内 容
1	令和元年 11 月 ～令和 2 年 3 月	アンケート調査の実施	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等、全 5 調査の実施
2	令和 2 年 6 月	恵庭市社会福祉審議会	・スケジュールの説明
		第 1 回高齢者福祉・ 介護保険専門部会	・アンケート調査集計結果の報告
3	令和 2 年 8 月	第 2 回高齢者福祉・ 介護保険専門部会	・概要の設定等 ・施設整備等の法人ヒアリングの調査結果の報告
4	令和 2 年 10 月	第 3 回高齢者福祉・ 介護保険専門部会	・サービス見込量、保険料等の仮設定について
5	令和 2 年 12 月	第 4 回高齢者福祉・ 介護保険専門部会	・計画の素案
		パブリックコメントの実施	
6	令和 3 年 2 月	第 5 回高齢者福祉・ 介護保険専門部会	・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の諮問
7	令和 3 年 3 月	第 1 回定例会	・計画策定の報告
		恵庭市社会福祉審議会	・計画策定の報告

※上記のとおり、進めて参ります。

4. アンケート調査の説明

第 8 期恵庭市高齢者保健福祉計画、恵庭市介護保険事業計画（以下、「第 8 期事業計画」の基礎資料とするため、市民の皆様、また市内介護保険事業所の皆様へ介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査、以上 5 つのアンケート調査を令和元年 11 月 26 日から 12 月 27 日まで実施したところです。回収したアンケートは、(株)サーベイリサーチセンターへの委託業務により集計・分析作業を実施し、令和 2 年 3 月 31 日付けで「恵庭市高齢者アンケート調査報告書」として受領しました。

つきましては、介護福祉課で当該調査結果をさらに分析・考察・対策をまとめ、5 つの調査結果を令和 2 年度第 1 回介護保険専門部会（書面開催）でご報告いたします。

今後の流れについては、当該調査結果を踏まえ市民の皆様あるいは介護保険事業所の皆様のご意見として策定の基礎資料とし適宜内容を盛り込むとともに、また国、北海道の計画との整合性を取りながら第8期事業計画を策定して参ります。

5. 調査結果を見るうえでの注意事項

字体:標準/字の太さ:太字	全体より高い(10ポイント以上)
字体:標準/字の太さ:標準	全体より高い(5ポイント10ポイント未満)
字体:斜体/字の太さ:標準	全体より低い(5ポイント10ポイント未満)
字体:斜体/字の太さ:太字	全体より低い(10ポイント以上)

※Nが30未満の場合は対象外

- ・基数となるべき実数（N）は、設問に対する回答者数である。
- ・クロス集計表において、調査票発送時に記載されたIDが塗りつぶされていた調査票が1票あったため、全体のN数と属性ごとのN数の合計が一致しない場合がある。
- ・百分率（%）の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答（1つだけ選ぶ問）においても、四捨五入の影響で、%を足しあわせて100%にならない場合がある。
- ・平均値の計算は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示した。
- ・複数回答（2つ以上選んでよい問）においては、%の合計が100%を超える場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・表中の色の違いは以下の通りとなっている。

第7期介護保険事業計画の介護保険料段階については、被保険者の所得水準に応じたきめ細やかな保険料段階を設定することとし市民の負担軽減に努めているところです。

本年度は、介護保険料段階が1から3段階までの保険料額が以下のとおり改定となります。

第1段階 15,800円 ⇒ 11,500円

第2段階 24,400円 ⇒ 17,200円

第3段階 33,100円 ⇒ 31,600円

保険料算定の一覧表

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下 	基準額×0.20	11,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.30	17,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.55	31,600円

介護給付適正化計画(令和2年度)の策定について

適正化事業は、これまで各都道府県が策定する介護給付適正化計画に基づき、取り組んできましたが、平成 29 年の介護保険法改正により、市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策およびその目標を定めるものとされました。

これに基づき、恵庭市においては、別紙のとおり計画を策定し、平成 29 年度～令和元年度について検証し、令和2年度についての目標を定めたものです。

介護給付適正化計画 (令和 2 年度)

令和 2 年 3 月

恵庭市保健福祉部介護福祉課

1 介護給付適正化計画の基本的な考え方	1
2 平成 29 年度～令和元年度の検証	1
3 現状と課題	3
4 令和 2 年度の実施方針と目標	6

1 介護給付適正化計画の基本的な考え方

適正化事業については、都道府県が介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るために必要な助言・援助を行うべき立場にあることを踏まえ、これまで三期にわたり、各都道府県が介護給付適正化計画を策定し、都道府県と保険者(市町村等)が一体となって適正化に向けた取組を推進してきましたが、平成29年の介護保険法改正により、市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策およびその目標を定めるものとされたことから、本計画を策定するものです。

恵庭市では第7期恵庭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の目標値として「介護給付適正化計画の策定と実施」を設定しているため、平成29年度～令和元年度について検証し、令和2年度について本計画によりその目標を定めます。

2 平成29年度～令和元年度の検証

北海道が作成した第3期北海道介護給付適正化推進要綱に基づき、国の指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組んでいます。

「要介護認定の適正化」

要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について、市の担当職員が書面等の審査を通じて点検することで適切かつ公平な要介護認定の確保を図ることとしています。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定調査票の点検件数(件)※委託分	219	113	287

(H31.11 現在)

「ケアプランの点検」

介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、資料提出を求め利用者が真に必要なとするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善しようとするものです。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
点検件数(件)	40	8	8

「住宅改修等の点検」

「住宅改修の点検」「福祉用具購入調査」は、工事見積書の点検や訪問調査等を行って施工状況や利用状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修・福祉用具購入を排除することとしています。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
住宅改修の点検件数(件)	3	3	4
福祉用具購入・貸与調査件数(件)	1	1	1

「縦覧点検・医療情報との突合」

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うこと、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ることとしています。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
点検件数(件)	29,812	28,445	29,413(見込)

「介護給付費通知」

受給者に対し事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげようとするものです。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通知件数(件)	2,280	2,785	2,709

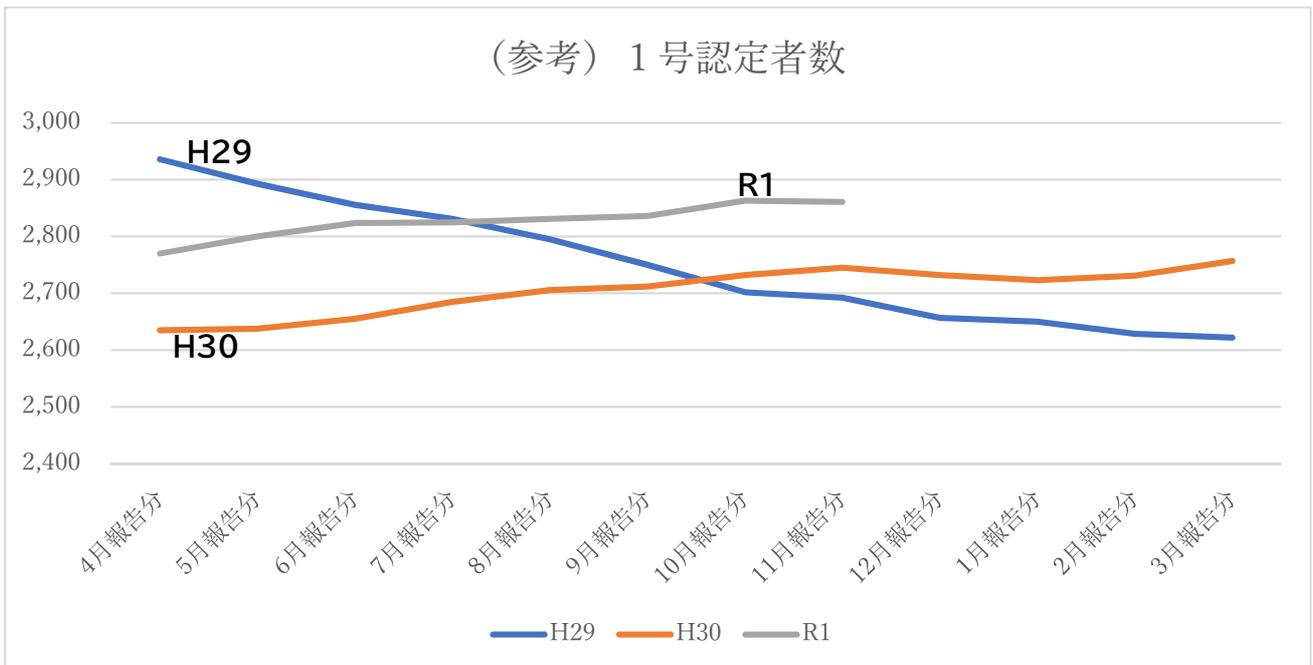
3 現状と課題

適正化事業の実施体制について、職員による対応と委託により実施しています。

適正化事業	体制
要介護認定の適正化	職員3人
ケアプランの点検	職員3人、委託
住宅改修等の点検(住宅改修の点検)	職員1人、委託
住宅改修等の点検(福祉用具購入調査)	職員1人
住宅改修等の点検(福祉用具貸与調査)	職員1人
縦覧点検・医療情報との突合	職員1人、委託
介護給付費通知	職員5人

要介護(要支援)認定者数について、平成29年度は減傾向、平成30年度・令和元年度は微増傾向です。平成29年度の減傾向については、理由として平成29年4月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、基本チェックリストによる訪問型サービスおよび通所型サービスの利用が可能となったことが考えられます。

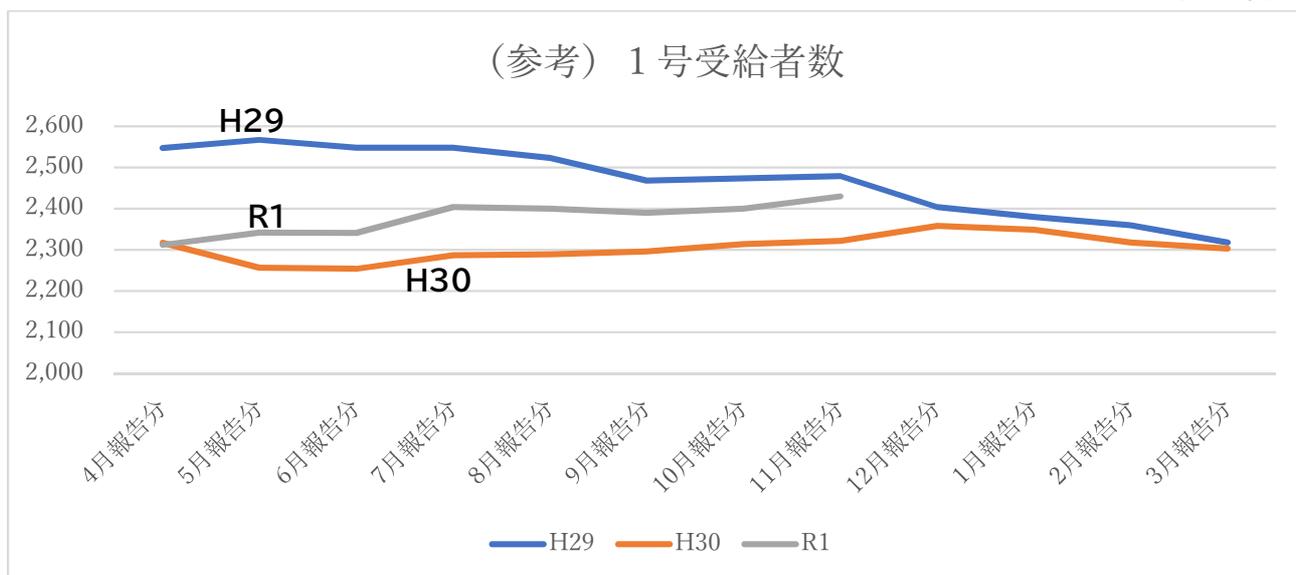
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定者数(人:9月末現在)	2,820	2,780	2,909



サービスの利用状況について、平成29年度は減傾向、平成30年度・令和元年度は増傾向です。平成29年度の減傾向については、平成29年4月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、居宅サービスの介護予防訪問介護と介護予防通所介護の利用者が、訪問型サービスおよび通所型サービスへ移行したと考えられます。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅サービス利用者数(人)	1,638	1,530	1,604
地域密着型サービス利用者数(人)	496	480	485
施設サービス利用者数(人)	350	361	363

(R2.1 現在)



適正化事業の実施状況について、主要5事業全てに取り組んでいます。

「要介護認定の適正化」について、認定調査票全件の点検を実施しています。

「ケアプランの点検」について、これまで介護予防支援のケアプランの点検を行っている一方、平成30年度より権限移譲された居宅介護支援事業所については実績がなかったことから、今後、4か年にわたり、居宅介護支援事業所のケアプランを点検することとします。

「住宅改修の点検」「福祉用具購入調査」は無作為に抽出し、作業療法士等の有資格者が訪問調査を実施しています。

「縦覧点検・医療情報との突合」について、平成29年7月審査分から北海道国民健康保険団体連合会へ委託し全件実施しています。

「介護給付費通知」について、利用者全員に対し10月に通知しています。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定の適正化	○	○	○
ケアプランの点検	○	○	○
住宅改修等の点検 (住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)	○	○	○
縦覧点検・医療情報との突合	○	○	○
介護給付費通知	○	○	○

介護サービス事業所数は令和元年12月現在110事業所です(老人福祉法含む)。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護サービス事業所数(か所)	98	100	110

平成29年4月からの介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、要介護(要支援)認定者数および居宅介護サービス利用者数は減少に転じましたが、平成30年度以降再び増加が見込まれ、適正化事業の業務も増加すると見込まれることから、「ケアプランの点検」、「住宅改修の点検」、「福祉用具購入調査」の委託が可能な業務は、状況に応じ委託化を進める必要があります。

4 令和2年度の取組方針と目標

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促すことにより、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め持続可能な介護保険制度の構築に資するという考えを基に、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に掲げる主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」に取り組みます。

「要介護認定の適正化」

認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、その都度認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。

区 分	令和2年度
認定調査票の点検件数(件)	全件

「ケアプランの点検」

令和2年度は8件(4事業所)の点検を実施します。利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当ケアマネジャー等に対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直し、居宅介護支援事業所への助言などを行います。また、ケアマネジャーを対象とした研修を実施し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

区 分	令和2年度
点検件数(件)	8

「住宅改修等の点検」

「住宅改修の点検」「福祉用具購入調査」は現状確認のために訪問調査を実施します。受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修や福祉用具購入が認められた場合、工事施工業者や担当ケアマネジャー等に対し再指導を行い、改修工事のやり直しを指示します。また必要に応じ追加資料の請求や、利用者等の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

また、市のホームページ等で介護保険住宅改修の手引きを公開し、住宅改修事業および福祉用具購入事業の周知を図るとともに、受付時の審査を強化し、不適切または不要な利用を未然に防止します。

区 分	令和2年度
住宅改修の点検件数(件)	4
福祉用具購入調査件数(件)	1

「縦覧点検・医療情報との突合」

引き続き委託により全件実施します。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

区 分	令和2年度
点検件数(件)	29,400

「介護給付費通知」

利用者全員に対し10月に通知します。利用者から問合せがあった場合は給付実績を確認し、誤りがあった場合は担当ケアマネージャーや事業所に確認し、過誤処理を行います。

区 分	令和2年度
件数(件)	2,750

コープさっぽろの移動販売車「おまかせ便 カケル」の運航開始について

コープさっぽろが運用する移動販売車「おまかせ便 カケル」の運行が、令和2年6月9日（火）から恵庭市内で開始されました。

この移動販売車の運行決定に当たっては、高齢者が暮らしやすい地域づくりを目的として設置された生活支援コーディネーター※1 が当初から関与していたことから、経緯につきまして報告いたします。

※1 生活支援コーディネーター

高齢者が介護が必要な状態になった後も、住み慣れた地域での生活を継続できることを目指し、生活支援のためのネットワークの構築やコーディネートを行うことを目的に設置されている。

委託先 ・第1層 恵庭市社会福祉協議会 ・第2層 地域包括支援センター

1. 導入までの検討経緯

平成30年度	生活支援コーディネーターによる地域課題の分析から、買い物支援の必要性のある地区が明らかとなる
平成31年4月	道内各地で移動販売車運行実績のあるコープさっぽろとの検討を開始 ※介護予防・日常生活圏ニーズ調査の実施
令和2年4月	移動販売車の導入が決定

2. 運行の概要

・運行開始日 令和2年6月9日（火）

・運行地区（開始当初）

火	柏木町・幸町・白樺町・恵南
水	中島町・黄金南
木	恵み野東
金	島松本町・恵み野北
土	島松東町・島松仲町・島松寿町・北柏木

3. 今後の予定

移動販売車を利用する高齢者の介護予防の取り組みを検討中
協定書取り交わしの予定

■新型コロナウイルスによる本市（介護福祉課）の主な取組み

日 時	項 目	内 容
令和2年3月5日	憩いの家の閉館	3月31日まで閉館
令和2年3月26日	マスク 2,000 枚の配布	台湾の東京台湾商工会会長(登豊商事社長) 陳五福 (CHEN WU-FU) 氏よりマスクの寄附があり、入所系施設へ配布
令和2年3月27日	介護保険料の徴収猶予 (通知)	介護保険料を納付することが困難な方への徴収の猶予
令和2年3月27日	ハセッパー水 (次亜塩素酸水) の購入先の案内	民間事業者による営業により購入先を案内
令和2年4月1日	憩いの家の開館	令和2年3月5日から3月31日まで閉館
令和2年4月6日	地域密着型サービス事業所における運営推進会議の対応について (通知)	感染リスク軽減策として、運営推進会議を職員のみで実施
令和2年4月9日	感染予防の徹底について (通知)	感染予防の徹底について、市内事業所へ通知
令和2年4月10日	生活不活発病予防の周知	生活不活発病予防のチラシを作成し、市内高齢者へ周知
令和2年4月13日	ラジオ版しゃきしゃき百歳体操放送	介護予防事業として緊急的に実施
令和2年4月14日	マスクの購入先の案内	民間事業者による営業により購入先を案内
令和2年4月15日	ケアマネのモニタリング等への対応方針の策定	月1回 (予防は3か月に1回) の居宅訪問を電話等により実施したこととみなす等対応方針を策定
令和2年4月17日	新型コロナウイルスによるサービス提供状況の調査を実施 (1回目)	休業状況、利用者数の比較、休業補償の内容、困っていることなどについて調査を実施
令和2年4月18日	憩いの家の閉館	5月31日まで閉館
令和2年4月21日	休日出勤や時差出勤等の実施	感染リスク軽減策として全庁的に実施

令和2年4月23日	ラジオ版かみかみ百歳体操放送	介護予防事業として緊急的に実施
令和2年4月24日	電話、郵送等で対応できる業務内容に関する通知	介護事業所宛に、感染リスク軽減策として来庁を必要最小限にとどめ、可能な限り電話、郵送等で対応を依頼
令和2年4月30日	感染予防の徹底について（通知）	感染予防の徹底について、市内事業所へ通知
令和2年5月1日	恵庭市版かみかみ百歳体操動画配信	恵庭市版かみかみ百歳体操をYouTubeで動画配信
令和2年5月13日	新型コロナウイルスによるサービス提供状況の調査を実施（2回目）	休業状況、利用者数の比較、休業補償の内容、困っていることなどについて調査を実施
令和2年5月14日	感染予防の徹底について（通知）	感染予防の徹底について、市内事業所へ通知
令和2年5月15日	介護保険料の減免の実施	介護保険料を納付することが困難な方への減免を実施
令和2年5月18日	地域密着型サービス事業所における運営推進会議の対応について（通知）	感染リスク軽減策として、運営推進会議を職員のみで実施
令和2年5月25日	経営状況への影響調査の実施	経営への影響や国や道、市の給付金を活用しているかを調査
令和2年5月25日	新型コロナウイルスによる経営状況への影響調査を実施	昨年度と比較して経営への影響を受けているか、また国や道、市の融資制度や給付金・支援金を活用しているかを調査
令和2年6月1日	憩いの家の開館	令和2年4月18日から5月31日まで閉館
令和2年6月3日	手作り防護服の作成	医療と介護連携センターりんく、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携し、ポリ袋で手作り防護服を作成
令和2年6月5日	マスク8,150枚及びフェイスシールド720個の配布	各所からのマスクの寄附、恵庭ロータリークラブ様からのフェイスシールドの寄附によるもの

新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険料の減免について

令和2年4月9日、国から「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について」が示されたことから、関係要綱を制定し5月15日より同減免制度を開始しましたので内容を報告します。

1. 減免の対象及び減免額

(1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

→保険料の全額を免除

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者

【減免の要件】

- ①事業収入や給与収入などが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免額】

「前年の合計所得に対する減少が見込まれる所得の割合」と「前年の合計所得額」に応じて10/10～8/10

2. 減免の対象となる保険料

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31までの間に納期限が設定されているもの

3. 申請の状況

新型コロナウイルス関連情報ホームページや広報誌にて周知し、5月末現在で3件の申請を受け付け、総額76千円の減免を行ったところです。

百歳体操のラジオ版・オリジナル動画について

1. 目的

新型コロナウイルスの影響により、自宅で過ごす高齢者の健康維持に役立てていただけるよう、本市が介護予防体操として推進する百歳体操に取り組む環境を整えることを目的とします。

2. 事業内容

高齢者が自分に合った方法を選択できるよう、これまで配布していた DVD や紙媒体の他に、ラジオやインターネットを使い、事業展開を図ります。

(1) 【新規】ラジオ版百歳体操の制作及び定期放送（FM e-niwa、各3分程度）

体操	放送開始日	放送日
しゃきしゃき百歳体操	4月13日（月）	毎週月曜日
かみかみ百歳体操	4月23日（木）	毎週木曜日
いきいき百歳体操①	5月19日（火）	毎週火曜日
いきいき百歳体操②	5月27日（水）	毎週水曜日

(2) 【新規】恵庭市オリジナル版の百歳体操動画の制作及びYouTube配信

体操	アップロード	備考
しゃきしゃき百歳体操	5月1日（金）	介護福祉課制作
かみかみ百歳体操	5月19日（火）	
いきいき百歳体操	未定	委託し制作予定

3. 実績（令和2年6月3日現在）

(1) 動画再生回数 かみかみ百歳体操 658回

しゃきしゃき百歳体操 154回

(2) DVD 配布数 51名、（個人 46名、団体 5か所） 計138枚

(3) 周知

媒体	時期	媒体	時期
市ホームページ	4月10日（金）	いこいだより 憩の家指定管理者発行 町内会回覧	5月号
北海道新聞	4月21日（火）		
読売新聞	5月25日（月）	ふれあい通信 社会福祉協議会発行 全ふれあいサロン代表者へ送付	4月末、5月末
HBC ラジオ	5月13日（水）		
市広報	5月号、6月号	たよれーるだより 各地域包括支援センター発行 町内会回覧 等	4月号、5月号
ちゃんと	4月24日（金）		
	5月29日（金）		